下「国際博覧会派遣職員」という。）若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員（以下「園芸博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）

第九十六条の二の二　第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定（同条第二項に規定する短期給付等事務に関する標準報酬の月額の決定又は改定を除く。）と同時に行うものとする。

［２・３　略］

（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

第九十六条の二の六　七十歳以上の長期組合員について、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該長期組合員の標準報酬の決定又は改定（同条第二項に規定する短期給付等事務に関する標準報酬の月額の決定又は改定を除く。）が行われたときは、決定又は改定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

［２・３　略］

二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員（以下「園芸博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）

第九十六条の二の二　第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定と同時に行うものとする。

［２・３　同上］

（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

第九十六条の二の六　七十歳以上の長期組合員について、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該長期組合員の標準報酬の決定又は改定が行われたときは、決定又は改定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

［２・３　同上］

（法第四十条第五項の財務省令で定める者）

第九十六条の四の二　法第四十条第五項の財務省令で定める者は、令第二条第一項第九号に規定する者とする。

（限度額適用の認定等）

第百五条の七の二　［略］

２　［略］

一　［略］

二　被扶養者の氏名、生年月日及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（前項の規定による認定を受けた者が被扶養者である場合に限る。）

三　［略］

［３～６　略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　［略］

一　［略］

二　被扶養者の氏名、生年月日及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。）

［三・四　略］

［２～６　略］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百八条　［略］

一　［略］

二　死亡した者の氏名及び生年月日並びにその者と組合員との続柄並びに死亡年月日及び埋葬年月日

［三・四　略］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［略］

２　［略］

［一・二　略］

三　育児休業等の申出をした組合員について法第四十条第十四項に規定する産前産後休業の期間が始まつたことにより、当

［条を加える。］

（限度額適用の認定等）

第百五条の七の二　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（前項の規定による認定を受けた者が被扶養者である場合に限る。）

三　［同上］

［３～６　同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　［同上］

一　［同上］

二　被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。）

［三・四　同上］

［２～６　同上］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百八条　［同上］

一　［同上］

二　死亡した者の氏名、生年月日及び性別並びにその者と組合員との続柄並びに死亡年月日及び埋葬年月日

［三・四　同上］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］